

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件

○こども家庭庁告示第九号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の規定に基づき、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

こども家庭庁長官 渡辺由美子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇二十三 略」</p> <p>「二〇二十三の二 四歳以上児配置改善加算 当該施設等（第二十五号に規定するチーム保育加配加算又は第五十一号の二に規定するチーム保育推進加算を算定している施設等を除く。）において、四歳以上児二十五人につき、教員、保育士等を一人配置する場合に加算されるものをいう。」</p> <p>「二十四〇六十五 略」</p> <p>(施設型給付費に関する経過措置)</p> <p>第十条 法附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百四十九を乗じた額とする。</p> <p>(特例施設型給付費に関する経過措置)</p> <p>第十一条 法附則第九条第一項第二号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百四十九を乗じた額とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇二十三 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「二十四〇六十五 同上」</p> <p>(施設型給付費に関する経過措置)</p> <p>第十条 法附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百四十四を乗じた額とする。</p> <p>(特例施設型給付費に関する経過措置)</p> <p>第十一条 法附則第九条第一項第二号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百四十四を乗じた額とする。</p>

2 法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第三条の規定による額に千分の七百四十九を乗じて得た額とする。

(特例地域型保育給付費に関する経過措置)

第十二条 法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第六条各号の規定による額に千分の七百四十九を乗じて得た額とする。

2 法附則第九条第一項第三号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第八条の規定による額に千分の七百四十九を乗じて得た額とする。

別表第一

地域区分	都道府県	地	域
[略]	[略]	[略]	[略]
百分の十五地	千葉県	千葉県、成田市、習志野市、栄町	
	東京都	八王子市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、小金井市、東村山市、国立市、福生市、東久留米市、稲城市、西東京市	
百分の十二地	[略]	[略]	[略]

2 法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第三条の規定による額に千分の七百四十四を乗じて得た額とする。

(特例地域型保育給付費に関する経過措置)

第十二条 法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第六条各号の規定による額に千分の七百四十四を乗じて得た額とする。

2 法附則第九条第一項第三号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第八条の規定による額に千分の七百四十四を乗じて得た額とする。

別表第一

地域区分	都道府県	地	域
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
百分の十五地	千葉県	千葉県、成田市、習志野市	
	東京都	八王子市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、小金井市、東村山市、国立市、福生市、稲城市、西東京市	
百分の十二地	[同上]	[同上]	[同上]

		百分の六地域	百分の十地域					域	
愛知県	〔略〕	千葉県	福岡県	〔略〕	大阪府	〔略〕	東京都	〔略〕	東京都
岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、蒲郡市、犬山市、江南市、稲沢市、東海市、大府市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、田原市、愛西市、北名	〔略〕	野田市、茂原市、東金市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市、白井市、香取市、大網白里市、木更津市、君津市、酒々井町、神崎町、白子町、長柄町、長南町	福岡市、春日市、福津市、糸島市	〔略〕	堺市、枚方市、茨木市、八尾市、柏原市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市、島本町	〔略〕	あきる野市、羽村市、日の出町、檜原村、奥多摩町	〔略〕	立川市、東大和市

		百分の六地域	百分の十地域					域	
愛知県	〔同上〕	千葉県	福岡県	〔同上〕	大阪府	〔同上〕	東京都	〔同上〕	東京都
岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、蒲郡市、犬山市、江南市、稲沢市、東海市、大府市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、田原市、愛西市、北名古屋	〔同上〕	野田市、茂原市、東金市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市、白井市、香取市、大網白里市、木更津市、君津市、酒々井町、栄町、白子町、長柄町、長南町	福岡市、春日市、福津市	〔同上〕	堺市、枚方市、茨木市、八尾市、柏原市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、交野市、島本町	〔同上〕	あきる野市、羽村市、日の出町、檜原村	〔同上〕	立川市、東大和市、東久留米市

岐阜県	長野県	山梨県	〔略〕	千葉県	〔略〕	町、東吾妻町、玉村町、板倉町、千代田町、大泉町、榛東村、昭和村
大垣市、高山市、多治見市、関市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、神戸町、安八町、北方町、坂祝町、富加町、八百津町、御嵩町	飯田市、諏訪市、伊那市、大町市、茅野市、青木村、長和町、下諏訪町、辰野町、箕輪町、木曾町、南箕輪村、大鹿村、木祖村、山形村、朝日村、筑北村	村 川町、昭和町、富士河口湖町、道志村	〔略〕	喜町 多古町、九十九里町、芝山町、大多喜町	〔略〕	葦崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、上野原市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、富士河口湖町、道志村

岐阜県	長野県	山梨県	〔同上〕	千葉県	〔同上〕	町、東吾妻町、玉村町、板倉町、千代田町、大泉町、榛東村
大垣市、高山市、多治見市、関市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、神戸町、安八町、北方町、坂祝町、八百津町、御嵩町	飯田市、諏訪市、伊那市、大町市、茅野市、長和町、下諏訪町、辰野町、箕輪町、木曾町、南箕輪村、大鹿村、木祖村、朝日村、筑北村	河口湖町、道志村	〔同上〕	九十九里町、芝山町、大多喜町	〔同上〕	葦崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、上野原市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、昭和町、富士河口湖町、道志村

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>備考 この表の下欄に掲げる地域は、令和六年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものでない。</p>
	<p>備考 この表の下欄に掲げる地域は、令和二年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものでない。</p>

別表第二及び別表第三を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類をこども家庭庁成育局に備え置いて縦覧に供するとともに、こども家庭庁のホームページ（<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/law/law/>）により公表する。）

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。ただし、同日前の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。